

水管橋特記仕様書

第1章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、南房総市御庄地先 大橋水管橋仮設工事に関する制作、試験、検査、運搬及び据付について適用する。

2 施工箇所

南房総市御庄 2379 番地先

3 主要材料

3－1．鋼材

(1) 仮配管

河川横断部：配管用炭素鋼鋼管 80A JIS G 3452

(2) その他

その他鋼材 一般構造用圧延鋼材 SS400 JIS G 3101

専用桁 H-200×100×5.5×8 SS400

ボルト、ナット ドブめつき品

3－2．塗覆装材料（河川横断部：鋼管）

名 称	品 名
外面塗覆装	架空部 L-2 系塗装 埋設部 水道用ポリウレタン被覆
内面塗装	無溶剤形エポキシ樹脂塗装（0.3mm 以上）

3－3．購入品（河川横断部）

品 名	寸 法 ・ 形 状
伸縮管	80A ベローズ型 両端開先加工 常時±20 mm、地震時±70 mm
空気弁	水道用急速空気弁 φ 25

4 製作及び品質形状（河川横断部：鋼管）

4－1．製作

（1）切断

鋼板及び形鋼の切断は原則としてガス切断とし、半自動及び自動ガス切断機により行うものとする。

（2）孔あけ

所定の径に孔あけする場合は、ドリル又はドリルとリーマ通しの併用により行うものとする。

（3）溶接

（イ）本工事に従事する溶接工は、JIS Z 3801「溶接技術検定における試験方法ならびにその判定基準」に規定された試験合格者またはこれと同等以上の資格でなければならない。

（ロ）溶接はできる限り工場溶接とし、現場溶接は最小限にとどめなければならない。

（ハ）溶接部分は十分に乾燥し、かつ赤錆・油類・その他有害なものを完全に除去し、清掃の上作業を行うものとする。

（ニ）部材の組立に際しての溶接順序は、変形あるいは残留応力の発生に充分注意すること。また、その形状を正しく保つよう最小限の治具並びに固定具を適切に使用して施工しなければならない。

（ホ）溶接部での収縮応力や溶接歪を少なくするため、溶接熱が均等になるよう、溶接順序に留意する。

4－2．原管の品質形状

直管は、JIS 規格に準拠して製作されたものとし、鋼管メーカーのミルシートを提出する。

4－3．外観形状

管は、実用的にまっすぐで、その両端は管軸に対し直角、かつ平滑であり塗装する上で有害な欠陥のないものとする。

5 試験及び検査（河川横断部：鋼管）

5－1．溶接部の検査

（1）溶接部外観及び寸法検査

溶接部分は気泡、亀裂、オーバーラップ等の有害な欠陥のないことを確認する。

（2）非破壊検査

通水管の突合せ溶接部は、1 継手につき 1 枚の放射線透過検査をおこなう。

5－2．放射線透過検査

JIS Z 3104「鋼溶接部の放射線透過試験方法および透過写真の等級分類法」により行う。

5－3．塗覆装検査

（1）目視検査

傷、異物付着などの欠陥が無く表面が平滑であること。

（2）膜厚検査

電磁式膜厚計により測定

（3）ピンホール検査

ピンホールディテクターを用いてピンホールがないことを確認すること。

検査結果：検査の結果、不合格の箇所は欠陥部を除去して再度外面を仕上げ、再試験を行う。

6 運搬

6－1．運搬は、製品の荷崩れ、損傷のないよう十分注意して行う。

6－2．荷積み、荷下ろし時の作業は、ナイロンスリングを使用し、製品の損傷のないよう十分注意する。

7 提出書類

工場製作においては、下記の書類を提出する。

- | | |
|----------------|-----|
| （1） 鋼管のミルシート | 1 部 |
| （2） 放射線透過検査成績書 | 1 部 |

8 据付、配管

8－1．一般

- (1) 据付、配管工事にあたっては、本仕様書及び添付図面に従い慎重に行わなければならない。
- (2) 架設工法は、クレーン及び人力による架設であるが、作業に際しては道路管理者その他関係官公署等の指摘事項を遵守し、また手続き等要する場合には請負人の負担において遅滞なく行うものとする。
- (3) 据付、配管工事にあたっては、現場内の諸設備、作業姿勢、環境等につき作業員に対し安全意識を徹底させるとともに、次の事項を常に確認のうえ施工に務めなければならない。
 - a．作業の安全点検
 - b．重機作業の点検
 - c．保安対策
- (4) 埋設部の埋戻し・仮復旧は、設計図面の仕様、寸法に基づき慎重に行わなければならない。
- (5) 電源設備は、請負人の負担においてすべてを準備すること。
- (6) 工事終了後、直ちにすべての仮設備は撤去しなければならない。

8－2．据付、配管工事範囲

据付、配管に関する工事範囲の概要は次の通りとする。

- (1) 測量、芯出し
- (2) 仮置場の製品管理及び仮置場からの製品小運搬
- (3) 仮配管の組立、配管、溶接、X線検査
- (4) 仮桁、仮配管、伸縮管、空気弁の架設
- (5) 各種試験の検査
- (6) その他、据付に要する諸設備

8－3．現場諸検査

現場諸検査に関しては、工場検査に準じて行うものとする。その他、工事監督員の指示する事項について検査する。

8－4．検査成績書

検査終了後、直ちに次に示す各種試験、検査成績書を当水道企業部に提出しなければならない。

- (1) 寸法検査
- (2) 放射線透過検査成績書